別紙1　参考様式

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
熊谷市	御正地区（成沢、三本、上新田、押切、樋春、御正新田）	令和2年3月23日	令和4年3月23日

1　対象地区の現状

①地区内の耕地面積	395.3ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	313.1ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	68.7ha
ⅰ　うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	24.2ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	38.33ha
（備考）	

注1：③の「○才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2：④の面積は、下記の「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4：プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2　対象地区の課題

担い手の高齢化が進み、今後の担い手不足が課題である。農機具の更新も値段が高く更新ができない。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3　対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

御正地区の各地区の農地利用は、地元の中心経営体が担うほか、個人農家が引き続き担っていく。入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

（参考） 中心経営体

属性	農業者（氏名・名称）	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	I氏	水稲　麦　大豆	10 ha	水稲　麦　大豆	13 ha	三本、押切
認農	I氏	水稲　麦　野菜	23 ha	水稲　麦　野菜	23 ha	三本
認農	O氏	水稲　麦　豆	3.2 ha	水稲　麦　豆	3.2 ha	三本
認農	K氏	水稲　その他	1.27 ha	水稲　その他	7.5 ha	樋春
認農	K氏	水稲　麦　大豆	4.73 ha	水稲　麦　大豆	5.73 ha	三本
認就農	K氏	長葱　キャベツ	1.1 ha	長葱　キャベツ	1.6 ha	樋春
認農法	K法人	芝	1 ha	芝	2 ha	樋春
認農	S氏	酪農	－ ha	酪農	－ ha	成沢
認農	T氏	水稲　麦　大豆	1 ha	水稲　麦　大豆	2 ha	押切、御正新田
認農	H氏	水稲　麦	4.9 ha	水稲　麦	6.9 ha	成沢
認農	F氏	水稲　麦　野菜	2.5 ha	水稲　麦　野菜	3.1 ha	三本、成沢、押切
認農	F氏	水稲　野菜	1.3 ha	水稲　野菜	1.5 ha	三本
認農	F氏	水稲　麦　大豆　野菜	4.3 ha	水稲　麦　大豆　野菜	4.3 ha	御正新田
集	御正営農組合	麦　大豆	17.4 ha	麦　大豆	19.4 ha	御正地区
認農	M氏	シイタケ類	0.03 ha	シイタケ類	0.03 ha	樋春
認農	M氏	水稲　麦	12.4 ha	水稲　麦	27.4 ha	御正新田
認農法	Y法人	野菜	2.2 ha	野菜	2.2 ha	上新田、三本
認就農法	A法人	野菜	0.3 ha	野菜	1.5 ha	上新田
認就農	Y氏	野菜	5.4 ha	野菜	10 ha	上新田
認農	M氏	水稲　麦　大豆	7.8 ha	水稲　麦　大豆	7.8 ha	御正新田
計	20経営体		103.83 ha		142.16 ha	

注1：「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。
注2：「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。
注3：「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4　3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

農地の貸付け等の意向
　貸付け等の意向が確認された農地は、491筆、421,540.21㎡となっている。

後継者及び担い手対策、特産化作物の導入方針
　農業に対する魅力が無ければ新規就農者が現れない。収入面の向上については、施設園芸等の高収益作物の作付けを検討していきたい。また、米麦だと15haでも生活が難しいので、野菜等で就農を支援する体制も考えたい。
　新規就農者は、離農する確率も高いため優良の内の斡旋もしなければならない。また、各地区で法人化を進め、若い世代の就農者を引き込み、将来独立できるような体制作りを構築していきたい。

5　2の課題を解決するための話し合いで出た意見

農業機械に関する取組方針
　機械設備のレンタルや中古機の購入をするにも、情報が届きにくい状況。JAなどで情報センターなどを構築し、空いている農機具や使っていない機械の情報を集約できるようになればよい。情報の流通化の方法を今後も検討していきたい。

（参考）　農地の貸付け等の意向（任意記載事項）

	農地の所在（地番）	貸付け等の区分（㎡）		
		貸付け	作業委託	売渡
	計	269,598	―	151,942.21

注：農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

（留意事項）
　本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。
　なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

6　アンケートでの意見

〇台風等によるネギの倒状防止対策